

# 令和8年度 水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するため水質検査の項目、検査頻度を定めたものです。

島牧村では、改正水道法を遵守し適正化・透明性を確保するために検査項目、検査頻度を明記した水質検査計画を策定いたしました。

水道法で定められた水質基準を遵守し、安全でおいしい水の供給に努めてまいります。

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況及び原水、浄水の水質状況
4. 水質検査項目及び検査頻度
5. 採水場所
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の精度並びに信頼性確保
8. 試料の採取及び運搬
9. 水質検査計画と水質検査結果の公表
10. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し
11. 関係者との連携

令和8年4月

北海道島牧村

## 1 基本方針

- (1) 採水地点  
水質基準が適用される代表的な末端給水栓を選定します。
- (2) 検査項目  
水道法で検査が義務付けられている水質基準項目とします。
- (3) 検査頻度  
水道法施行規則第15条第1項第3号に従い水質検査を実施します。

## 2 水道事業の概要

- (1) 給水状況  
島牧村簡易水道は、「元町・永豊地区」、「本目・豊浜・歌島地区」、「第2栄浜地区」、「植車地区」の4地区に分かれており、それぞれ水源及び浄水施設を有し、飲料水供給施設は「第1栄浜地区」の1地区となっています。  
「本目・豊浜・歌島地区」は、表流水と地下水の2ヶ所を水源としその他は飲料水供給施設の「第1栄浜地区」を含め湧水を水源としています。

### 本目・豊浜・歌島地区（平成29年認可時）

区分	内容
給水区域	歌島～豊浜
給水区域内人口	611人
給水人口	611人
普及率	100%
一日最大配水量	301.1 m <sup>3</sup>
取水可能量	511.4 m <sup>3</sup> /日

### 元町・永豊地区（平成29年認可時）

区分	内容
給水区域	永豊町～原歌町
給水区域内人口	783人
給水人口	783人
普及率	100%
一日最大配水量	384.6 m <sup>3</sup>
取水可能量	511 m <sup>3</sup> /日

植車地区（平成 29 年認可時）

区分	内容
給水区域	植車
給水区域内人口	24 人
給水人口	24 人
普及率	100%
一日最大配水量	10.8 m <sup>3</sup>
取水可能量	15 m <sup>3</sup> /日

第 1 栄浜地区（平成 28 年度推計）

区分	内容
給水区域	栄浜
給水区域内人口	6 人
給水人口	6 人
普及率	100%
一日最大配水量	2.8 m <sup>3</sup>
取水可能量	12 m <sup>3</sup> /日

第 2 栄浜地区（平成 29 年認可時）

区分	内容
給水区域	栄浜
給水区域内人口	33 人
給水人口	33 人
普及率	100%
一日最大配水量	15.6 m <sup>3</sup>
取水可能量	49 m <sup>3</sup> /日

## (2) 浄水施設概要

水道名称	水源名称	浄水方法	使用薬品
本目・豊浜・歌島地区	コベチャナイ川 地下水	急速ろ過 塩素滅菌	次亜塩素酸ナトリウム 水酸化ナトリウム、 PAC
元町・永豊地区	南雲の川	塩素滅菌のみ	次亜塩素酸ナトリウム
植車地区	藤田の川	塩素滅菌のみ	次亜塩素酸ナトリウム
第1 栄浜地区	冷や水川	膜ろ過 塩素滅菌	次亜塩素酸ナトリウム
第2 栄浜地区	松倉の沢川	塩素滅菌のみ	次亜塩素酸ナトリウム

## 3 水道の原水及び水道水の状況

### (1) 原水の状況

水源の水質は、「歌島地区」、「元町・永豊地区」、「第2 栄浜地区」、「植車地区」において、原水から大腸菌が常時ではないものの数回検出されています。そのため、「クリプトスポリジウム等対策指針」に基づいた検査実施が必要です。

また、歌島地区では降雨時には色度、濁度、有機物等の上昇がみられるため、降雨時には適切な取水を行い浄水の管理を行う必要があります。

### (2) 浄水の状況

概ね良好な状態にあり、一部で水質基準値の1/5を超過しておりますが、基準値超過に至る結果はありません。

#### 留意点

使用薬剤として次亜塩素酸ナトリウムを使用しています。次亜塩素酸ナトリウムは温度による劣化を起すため、数回に分けて必要最小限の購入を行い、こまめに補充を行い低温での保管に心がけ薬品の劣化防止に努めます。

## 4 水質検査項目及び検査頻度

### (1) 浄水の検査頻度

(簡易水道)

水道法施行規則第15条第1項3号に従い、過去3年間の検査結果が1/10以下の場合は3年毎、1/5以下の場合は1年毎に検査項目を減じる事が出来ませんが、安全安心な水を供給する為、年1回水質基準52項目検査(浄水全項目検査)を実施致します。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度の水質基準9項目検査(毎月検査)を毎月。クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモホルム、ブロモジクロロメタン、総トリハロメタン、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、臭素酸、ホルムアルデヒド、シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸等の水質基準12項目検査(消毒副生成物12項目検査)を3ヶ月に1回、基準値の1/5を超過した項目に行う検査(20%超過項目検査)を実施致します。藻類発生時期に行う検査として、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの2項目検査(かび臭要因物質検査)を必要回数実施致します。

(飲料水供給施設)

適切な頻度を定め、適正回数検査を実施致します。

1日1回行う項目(色、濁り、消毒の残留効果)についても検査を実施致します。

### (2) 原水の検査頻度

水道法に定められている40項目(消毒副生成物11項目(シアン化物イオン及び塩化シアンを除く)及び味を除く)を、年1回検査を実施致します。

「クリプトスポリジウム等検査指針」に従い検査を実施し、水源の監視を行います。

### (3) 水質管理目標設定項目

今後の水質の状態や水源周縁の状況を勘案し、経過を見て適宜判断を行います。

## 5 採水地点

採水地点は主たる採水系統の給水末端に近い地点とし下記施設の給水栓より採水します。

浄水

歌島地区	: 歌島児童館
本目地区	: 学校給食センター
元町地区	: 島牧小学校
植車地区	: 植車地区会館
第1栄浜地区飲料水供給施設	: 第1栄浜地区会館
第2栄浜地区	: 栄浜福祉館

原水

原水の採水地点は各浄水場及び・配水池及び水源地で行います。

## 6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- (1) 水源が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。
- (7) 住民から水質検査の要求があったとき。

## 7 水質検査の精度並びに信頼性確保

水質検査は水道法 20 条第 3 項に規定する厚生労働大臣の登録を受けている機関で行い、確認事項として外部精度管理及び内部精度管理を実施している証明の提出を受け、一定の条件を満たしている機関に委託し、検査結果を検査成績書にて報告を受け結果の確認を行います。

## 8 試料の採取及び運搬

### (1) 試料の採取方法

試料の採水は委託先検査機関が行い、指定された採水方法により試料容器に採水し、採水日、採水地点、採水者、天候、気温、水温、残留塩素等を記録し試料の保冷が出来る運搬容器に収容封印します。

### (2) 試料の運搬方法

試料の運搬は委託先検査機関が所定の時間内に検査に着手できるよう速やかに搬送します。

## 9 水質検査計画と水質検査結果の公表

水質検査計画は年度開始前に作成し島牧村役場施設課にて公開致します。

水質検査結果は水質検査計画に基づき水質検査を行い、島牧村役場施設課にて公開致します。

## 10 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

各水道事業及び水道系統ごとに各検査項目の最大値を水質基準と比較し、翌年度の検査項目、検査頻度を示した水質検査計画（案）を公表し、皆さまの意見を反映した上でその年の検査計画として忠実に実施致します。

## 11 関係者との連携

水道水の安全を確保するため、近隣自治体、保健所、委託先検査機関と連絡調整を行い水質保全に努めます。

法令に基づく水質検査項目及び基準頻度

区分	番号	場所	項目	基準値	1/5	1/10	原則	検査回数の減	省略の可否					
					1回/年	1回/3年			過去の検査結果が基準の2分の1を超えた事がないこと					
健康に関する項目	病原微生物	基1	一般細菌	100個/ml以下			月1回	省略不可	不 可					
		基2	大腸菌	検出されないこと					不 可					
	金属類	基3	● カドミウム及びその化合物	0.003	0.0006	0.0003	一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1	省略不可	(7) 原水並びに水源及びその周辺状況					
		基4	● 水銀及びその化合物	0.0005	0.0001	0.00005			(7) 及び水道施設基準の技術的基準を定める省令の使用状況					
		基5	● セレン及びその化合物	0.01	0.002	0.001			原水並びに水源及びその周辺状況					
		基6	● 鉛及びその化合物	0.01	0.002	0.001			(7) 及び水道施設基準の技術的基準を定める省令の使用状況					
		基7	● ヒ素及びその化合物	0.01	0.002	0.001			不 可					
		基8	● 六価クロム化合物	0.02	0.004	0.002			原水並びに水源及びその周辺状況					
	無機物	基9	● 亜硝酸態窒素	0.04	0.008	0.004			一定の要件を満たす場合には、6ヶ月に1回以上又は3年に1回以上若しくは3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※2	3ヶ月に1回以上	不 可			
		基11	● 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2	1					原水並びに水源及びその周辺状況			
		基12	● フッ素及びその化合物	0.8	0.16	0.08					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況			
	基13	● ホウ素及びその化合物	1	0.2	0.1	過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況								
	有機物	基14	● 四塩化炭素	0.002	0.0004	0.0002					一定の要件を満たす場合には、6ヶ月に1回以上又は3年に1回以上若しくは3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※2	3ヶ月に1回以上	過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況	
		基15	● 1,4-ジオキサン	0.05	0.01	0.005							過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況	
		基16	● シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.008	0.004	過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況 (地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)							
		基17	● ジクロロメタン	0.02	0.004	0.002	過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況							
		基18	● テトラクロロエチレン	0.01	0.002	0.001	過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況							
		基19	● トリクロロエチレン	0.01	0.002	0.001	過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況							
		基21	● ベンゼン	0.01	0.002	0.001	過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況							
		基20	● ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノイル酸 (PFOA)	0.00005	0.00001	0.000005	過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況							
	消毒剤・消毒副生成物	基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01			一定の要件を満たす場合には、6ヶ月に1回以上又は3年に1回以上若しくは3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※2	3ヶ月に1回以上	過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
		基22	塩素酸	0.6					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
		基23	クロロ酢酸	0.02					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
		基24	クロロホルム	0.06					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
		基25	ジクロロ酢酸	0.03					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
		基26	ジブロモクロロメタン	0.1					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
		基27	臭素酸	0.01					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
		基28	総トリハロメタン	0.1					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
		基29	トリクロロ酢酸	0.03					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
		基30	ブロモジクロロメタン	0.03					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
		基31	ブロモホルム	0.09					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
		基32	ホルムアルデヒド	0.08					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
性状に関する項目	金属類	基33	● 亜鉛及びその化合物	1	0.2	0.1	一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1	おおむね月1回以上	(7) 及び水道施設基準の技術的基準(※3)を定める省令の使用状況					
		基34	● アルミニウム及びその化合物	0.2	0.04	0.02			過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
		基35	● 鉄及びその化合物	0.3	0.06	0.03			過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
		基36	● 銅及びその化合物	1	0.2	0.1			過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
		基38	● マンガン及びその化合物	0.05	0.01	0.005			過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
		基37	● ナトリウム及びその化合物	200	40	20			過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況					
	無機物	基40	● 硬度	300	60	30			一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1	おおむね月1回以上	過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況			
		基41	● 蒸発残留物	500	100	50					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況			
		基42	● 陰イオン界面活性剤	0.2	0.04	0.02					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況			
		基45	● 非イオン界面活性剤	0.02	0.004	0.002					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況			
		基46	● フェノール類	0.005	0.001	0.0005					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況			
		基43	● ジェオスミン	0.00001	0.000002	0.000001					藻類等の発生が少なくないものとして検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き1ヶ月に1回以上とする。			
有機物	基44	● 2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000002	0.000001	藻類等の発生が少なくないものとして検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き1ヶ月に1回以上とする。	おおむね月1回以上	過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況 (湖沼等、水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む)						
	基39	● 塩化物イオン	200	40	20			過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況						
	基47	● 有機物 (全有機炭素) TOC	3					過去の検査の結果により検出されるおそれが少ないと認められる場合及び原水並びに水源及びその周辺状況						
	基48	● pH値	5.8-8.6					連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては3ヶ月に1回以上とすることが出来る						
	基49	● 味	異常でないこと					不 可						
	基50	● 臭気	異常でないこと					不 可						
	基51	● 色度	5					不 可						
	基52	● 濁度	2					不 可						

採水場所は原則給水栓

- 送水施設及び配水施設内で、濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓ほか浄水施設又は配水施設のいずれかの場所を採水場所として選定することが出来る。

※1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合 (過去3年間において水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合は除く。) 過去3年間の検査結果が水質基準の5分の1以下であるときはおおむね1年に1回以上、過去3年間における検査結果が10分の1以下であるときはおおむね3年に1回以上とすることが出来る。

※2 過去の検査の結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には6ヶ月に1回以上、当該事項の過去の検査の結果及び原水並びに水源及びその周辺状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には1年に1回以上、水源に水または汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合 (過去3年間において水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合は除く。) であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは3年に1回以上とすることが出来る。

※3 平成12年厚生省令第15号) 第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資材機材の使用状況

1日1回行う水質検査

	1日1回行う検査項目	評 価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/l以上あること

歌島地区

番号	項目	基準値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査回数	頻度設定理由	
							1/5 以下	1/10 以下				
基1	一般細菌	100個以下	0	0	0	0			12回/年	12	検査回数の減不可	
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため	
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1		
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基8	六価クロム化合物	0.02mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1		
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○	1回/3年	1		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	4回/年	4		検査回数の減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下	0.17	0.19	0.18	0.19		○	1回/3年	1		安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	0.07	0.06	0.07	0.07		○	1回/3年	1		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1		
基14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1		
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1		
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1		
基20	ペルフルオロオクタン酸(PFOs)及びペルフルオロタン酸(PFOA)	0.00005mg/1以下	-	<0.000002	<0.000002	<0.000002		○	1回/年	1	検査回数の減不可	
基21	ベンゼン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基22	塩素酸	0.6mg/1以下	<0.06	0.07	0.10	0.10			4回/年	4		
基23	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4		
基24	クロロホルム	0.06mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4		
基26	ジブromクロロメタン	0.1mg/1以下	0.001	0.002	0.002	0.002			4回/年	4		
基27	臭素酸	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基28	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	0.004	0.005	0.007	0.007			4回/年	4		
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	性状確認のため	
基30	ブromジクロロメタン	0.03mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基31	ブromホルム	0.09mg/1以下	0.003	0.003	0.005	0.005			4回/年	4		
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	<0.003	<0.003	<0.008	<0.008			4回/年	4		
基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/1以下	0.026	0.02	0.03	0.03		○	1回/3年	1		
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1		
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1		
基36	銅及びその化合物	1.0mg/1以下	0.005	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1		
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	22.4	22.0	22.4	22.4	○		1回/年	1		基準値の1/10超過のため
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	性状確認のため	
基39	塩化物イオン	200mg/1以下	46.9	43.4	53.1	53.1			12回/年	12	検査回数の減不可	
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下	35.4	34.9	35.2	35.4	○		1回/年	1	基準値の1/10超過のため	
基41	蒸発残留物	500mg/1以下	182	175	186	186			4回/年	4	基準値の1/5超過のため	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	性状確認のため	
基43	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	3		
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○		3		
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1		
基46	フェノール類	0.005mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1		
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/1以下	0.7	0.6	0.6	0.7			12回/年	12	検査回数の減不可	
基48	pH値	5.8<8.6	7.4	7.3	7.3	7.4			12回/年	12		
基49	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12		
基50	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12		
基51	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1			12回/年	12		
基52	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12		

毎日行う検査

	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/1以上あること

本目地区

番号	項目	基準値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査回数	頻度設定理由	
							1/5 以下	1/10 以下				
基1	一般細菌	100個以下	0	0	0	0			12回/年	12	検査回数の減不可	
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため	
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1		
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基8	六価クロム化合物	0.02mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1		
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○	1回/3年	1		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	4回/年	4		検査回数の減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下	0.14	0.15	0.19	0.19		○	1回/3年	1		安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1		
基14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1		
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1		
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1		
基20	ペルフルオロオクタン酸(PFOs)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005mg/1以下	-	<0.000002	<0.000002	<0.000002		○	1回/年	1	検査回数の減不可	
基21	ベンゼン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基22	塩素酸	0.6mg/1以下	0.09	0.09	0.11	0.11			4回/年	4		
基23	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4		
基24	クロロホルム	0.06mg/1以下	0.002	0.002	0.002	0.002			4回/年	4		
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4		
基26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下	0.005	0.005	0.007	0.007			4回/年	4		
基27	臭素酸	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基28	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	0.013	0.012	0.016	0.016			4回/年	4		
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下	0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4	性状確認のため	
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下	0.005	0.004	0.005	0.005			4回/年	4		
基31	ブロモホルム	0.09mg/1以下	0.002	0.002	0.002	0.002			4回/年	4		
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	<0.003	<0.003	<0.008	<0.008			4回/年	4		
基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/1以下	0.042	0.03	0.03	0.042		○	1回/3年	1		
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	0.08	0.07	0.06	0.08			4回/年	4		
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1		
基36	銅及びその化合物	1.0mg/1以下	0.002	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1		
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	11.4	11.7	12.2	12.2		○	1回/3年	1		
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/年	1	検査回数の減不可	
基39	塩化物イオン	200mg/1以下	20.6	21.4	27.9	27.9			12回/年	12		
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下	27.5	29.3	29.3	29.3		○	1回/3年	1	性状確認のため	
基41	蒸発残留物	500mg/1以下	111	95	99	111			4回/年	4	基準値の1/5超過のため	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	性状確認のため	
基43	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	3		
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○		3		
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1		
基46	フェノール類	0.005mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1		
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/1以下	1.3	0.8	0.7	1.3			12回/年	12	検査回数の減不可	
基48	pH値	5.8<8.6	7.3	7.3	7.2	7.3			12回/年	12		
基49	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12		
基50	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12		
基51	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1			12回/年	12		
基52	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	0.1	0.1			12回/年	12		

毎日行う検査

	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/1以上あること

元町地区

番号	項目	基準値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査回数	頻度設定理由	
							1/5 以下	1/10 以下				
基1	一般細菌	100個以下	0	0	0	0			12回/年	12	検査回数の減不可	
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため	
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1		
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基8	六価クロム化合物	0.02mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1		
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○	1回/3年	1		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		検査回数の減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下	0.25	0.25	0.28	0.28		○	1回/3年	1		安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1		
基14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1		
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1		
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1		
基20	ペルフルオロオキソンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/1以下	-	<0.000002	<0.000002	<0.000002		○	1回/年	1		
基21	ベンゼン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	検査回数の減不可	
基22	塩素酸	0.6mg/1以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4		
基23	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4		
基24	クロロホルム	0.06mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	0.003	<0.002	<0.002	0.003			4回/年	4		
基26	ジブromクロロメタン	0.1mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基27	臭素酸	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基28	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4		
基30	ブromジクロロメタン	0.03mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基31	ブromホルム	0.09mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	性状確認のため	
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	<0.003	<0.003	<0.008	<0.008			4回/年	4		
基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/1以下	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1		
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1		
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1		
基36	銅及びその化合物	1.0mg/1以下	0.005	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1		
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	7.5	7.3	7.4	7.5		○	1回/3年	1		
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基39	塩化物イオン	200mg/1以下	10.1	9.8	10.1	10.1			12回/年	12		検査回数の減不可
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下	19.5	19.5	19.4	19.5		○	1回/3年	1		性状確認のため
基41	蒸発残留物	500mg/1以下	104	78	96	104			4回/年	4	基準値の1/5超過のため	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	性状確認のため	
基43	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	3		
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○		3		
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1		
基46	フェノール類	0.005mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1		
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/1以下	0.4	<0.3	<0.3	0.4			12回/年	12	検査回数の減不可	
基48	pH値	5.8<8.6	7.3	7.3	7.3	7.3			12回/年	12		
基49	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12		
基50	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12		
基51	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1			12回/年	12		
基52	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12		

毎日行う検査

	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/1以上あること

植車地区

番号	項目	基準値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査回数	頻度設定理由	
							1/5 以下	1/10 以下				
基1	一般細菌	100個以下	1	0	0	1			12回/年	12	検査回数の減不可	
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため	
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1		
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基8	六価クロム化合物	0.02mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1		
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○	1回/3年	1		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		検査回数の減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下	0.34	0.37	0.43	0.43		○	1回/3年	1		安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	0.06	0.06	0.06	0.06		○	1回/3年	1		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1		
基14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1		
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1		
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1		
基20	ペルフルオロオクタン酸(PFOs)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/1以下	-	<0.000002	<0.000002	<0.000002		○	1回/年	1		
基21	ベンゼン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	検査回数の減不可	
基22	塩素酸	0.6mg/1以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4		
基23	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4		
基24	クロロホルム	0.06mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4		
基26	ジブromクロロメタン	0.1mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基27	臭素酸	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基28	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	0.002	0.002	0.002	0.002			4回/年	4		
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4		
基30	ブromジクロロメタン	0.03mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基31	ブromホルム	0.09mg/1以下	0.002	0.002	0.002	0.002			4回/年	4		
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	<0.003	<0.003	<0.008	<0.008			4回/年	4		
基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/1以下	0.006	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	性状確認のため	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1		
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1		
基36	銅及びその化合物	1.0mg/1以下	0.004	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1		
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	15.6	15.9	16.3	16.3		○	1回/3年	1		
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基39	塩化物イオン	200mg/1以下	32.2	25.8	29.6	32.2			12回/年	12	検査回数の減不可	
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下	55.0	56.4	57.9	57.9	○		1回/年	1	基準値の1/10超過のため	
基41	蒸発残留物	500mg/1以下	154	150	157	157			4回/年	4	基準値の1/5超過のため	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	性状確認のため	
基43	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	3		
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○		3		
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1		
基46	フェノール類	0.005mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1		
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/1以下	0.6	0.4	0.4	0.6			12回/年	12	検査回数の減不可	
基48	pH値	5.8<8.6	7.3	7.2	7.3	7.3			12回/年	12		
基49	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12		
基50	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12		
基51	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1			12回/年	12		
基52	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12		

毎日行う検査

	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/1以上あること

第一栄浜飲料水供給施設

番号	項目	基準値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査回数	頻度設定理由	
							1/5 以下	1/10 以下				
基1	一般細菌	100個以下	0	0	0	0			12回/年	12	検査回数の減不可	
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため	
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1		
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基8	六価クロム化合物	0.02mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1		
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○	1回/3年	1		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		検査回数の減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下	0.33	0.34	0.40	0.40		○	1回/3年	1		安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1		
基14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1		
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1		
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1		
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1		
基20	ペルフルオロオクタン酸(PFOs)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/1以下	-	<0.000002	<0.000002	<0.000002		○	1回/年	1		
基21	ベンゼン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	検査回数の減不可	
基22	塩素酸	0.6mg/1以下	0.1	0.07	0.11	0.11			4回/年	4		
基23	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4		
基24	クロロホルム	0.06mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4		
基26	ジブromクロロメタン	0.1mg/1以下	0.003	0.003	0.004	0.004			4回/年	4		
基27	臭素酸	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基28	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	0.005	0.006	0.007	0.007			4回/年	4		
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4		
基30	ブromジクロロメタン	0.03mg/1以下	0.001	<0.001	0.001	0.001			4回/年	4		
基31	ブromホルム	0.09mg/1以下	0.002	0.003	0.002	0.003			4回/年	4		
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	<0.003	<0.003	<0.008	<0.008		○	4回/年	4		
基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/1以下	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	性状確認のため	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1		
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1		
基36	銅及びその化合物	1.0mg/1以下	0.002	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1		
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	12.1	11.8	12.4	12.4		○	1回/3年	1		
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/年	1		
基39	塩化物イオン	200mg/1以下	27.2	21.8	33.6	33.6			12回/年	12	検査回数の減不可	
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下	23.7	23.0	24.0	24.0		○	1回/3年	1	性状確認のため	
基41	蒸発残留物	500mg/1以下	117	86	82	117			4回/年	4	基準値の1/5超過のため	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	性状確認のため	
基43	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因藻類発生時期に月に1回以上	3		
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○		3		
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1		
基46	フェノール類	0.005mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1		
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/1以下	0.6	0.4	0.3	0.6			12回/年	12	検査回数の減不可	
基48	pH値	5.8<8.6	7.3	7.2	7.2	7.3			12回/年	12		
基49	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12		
基50	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12		
基51	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1			12回/年	12		
基52	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12		

毎日行う検査

	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/1以上あること

第二栄浜地区

番号	項目	基準値	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査回数	頻度設定理由	
							1/5 以下	1/10 以下				
基1	一般細菌	100個以下	91	0	3	91			12回/年	12	検査回数の減不可	
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	○		1回/3年	1	安全確認のため	
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○		1回/3年	1		
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○		1回/3年	1		
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○		1回/3年	1		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○		1回/3年	1		
基8	六価クロム化合物	0.02mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○		1回/3年	1		
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○		1回/3年	1		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		検査回数の減不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下	0.44	0.44	0.47	0.47	○		1回/3年	1		安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○		1回/3年	1		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○		1回/3年	1		
基14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	○		1回/3年	1		
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	○		1回/3年	1		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○		1回/3年	1		
基17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○		1回/3年	1		
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○		1回/3年	1		
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○		1回/3年	1		
基20	ペルフルオロオキソンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオキソタン酸(PFOA)	0.00005mg/1以下	-	<0.000002	<0.000002	<0.000002	○		1回/年	1		
基21	ベンゼン	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○		1回/3年	1	検査回数の減不可	
基22	塩素酸	0.6mg/1以下	<0.06	<0.06	0.06	0.06			4回/年	4		
基23	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4		
基24	クロロホルム	0.06mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4		
基26	ジブromクロロメタン	0.1mg/1以下	0.002	0.004	0.006	0.006			4回/年	4		
基27	臭素酸	0.01mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4		
基28	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	0.005	0.008	0.011	0.011			4回/年	4		
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002			4回/年	4		
基30	ブromジクロロメタン	0.03mg/1以下	<0.001	0.001	0.002	0.002			4回/年	4		
基31	ブromホルム	0.09mg/1以下	0.003	0.004	0.003	0.004			4回/年	4		
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	<0.003	<0.003	<0.008	<0.008			4回/年	4		
基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/1以下	0.002	<0.01	<0.01	<0.01	○		1回/3年	1	性状確認のため	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	○		1回/3年	1		
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	0.01	0.02	0.03	0.03	○		1回/年	1	基準値の1/10超過のため	
基36	銅及びその化合物	1.0mg/1以下	0.001	<0.01	<0.01	<0.01	○		1回/3年	1	性状確認のため	
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	11.6	11.6	11.7	11.7	○		1回/3年	1		
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○		1回/年	1	検査回数の減不可	
基39	塩化物イオン	200mg/1以下	17.4	17.0	17.6	17.6			12回/年	12		
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下	32.0	31.3	31.2	32.0	○		1回/年	1	基準値の1/10超過のため	
基41	蒸発残留物	500mg/1以下	137	126	122	137			4回/年	4	基準値の1/5超過のため	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○		1回/3年	1	性状確認のため	
基43	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	3			
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○		3			
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	○		1回/3年	1		
基46	フェノール類	0.005mg/1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○		1回/3年	1		
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/1以下	0.6	0.4	0.4	0.6			12回/年	12	検査回数の減不可	
基48	pH値	5.8<8.6	7.5	7.5	7.5	7.5			12回/年	12		
基49	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12		
基50	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12		
基51	色度	5度以下	<1	<1	<1	<1			12回/年	12		
基52	濁度	2度以下	0.2	0.1	0.3	0.3			12回/年	12		

毎日行う検査

	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/1以上あること

令和7年度 原水水質検査結果

番号	項目	歌島地区	本目地区	元町地区	植車地区	第1栄浜 飲料水供給施設	第2栄浜地区
		地下水	コベチャナイ川	南雲の川	藤田の川	冷や水川	松倉の川
基1	一般細菌	0	600	3	0	14	10
基2	大腸菌	不検出	検出	不検出	不検出	不検出	検出
基3	カドミウム及びその化合物	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基9	亜硝酸態窒素	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.18	0.18	0.29	0.43	0.41	0.47
基12	フッ素及びその化合物	0.07	<0.05	<0.05	0.06	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基14	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基15	1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基17	ジクロロメタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基19	トリクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	<0.000002	<0.000002	<0.000002	<0.000002	<0.000002	<0.000002
基21	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基33	亜鉛及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基34	アルミニウム及びその化合物	<0.01	0.14	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基35	鉄及びその化合物	<0.01	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基36	銅及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基37	ナトリウム及びその化合物	22.2	10.9	7.3	16.2	12.2	11.4
基38	マンガン及びその化合物	<0.001	0.006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基39	塩化物イオン	33.2	13.5	9.7	23.4	16.6	16.6
基40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	35.3	29.2	19.2	58.2	24.2	31.2
基41	蒸発残留物	149	106	76	135	88	102
基42	陰イオン界面活性剤	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基43	ジェオスミン	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	2-メチルイソボルネオール	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基45	非イオン界面活性剤	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基46	フェノール類	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.4	1.1	<0.3	0.4	0.3	<0.3
基48	pH値	7.2	7.7	7.3	7.2	7.0	7.4
基50	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基51	色度	<1	7	<1	<1	<1	<1
基52	濁度	<0.1	2.9	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
指標	大腸菌数 (E. coli) (MPN/100ml)	0	190	0	4.1	0	19
	嫌気性芽胞菌数 (個/100ml)	0	0	0	0	0	0
	クリプトスポリジウム	0	0	0	0	0	0
	ジアルジア	0	0	0	0	0	0